（キャッシュ・フロー計算書関係）

1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	6,288,287千円
うち定期預金	△3,000,000千円
資金期末残高	3,288,287千円

2．重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	327,865千円
現物寄附による資産等の取得	98,729千円

（国立大学法人等業務実施コスト計算書関係）

1．引当外退職給付増加見積額には、国からの出向職員に係るものが含まれている。

（減損処理関係）

1．減損を認識した固定資産に関する事項

⑴　電話加入権（休止中：35回線）

①　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用　途	種　類	場　所	帳簿価額
通信用	電話加入権	滋賀県大津市　外	420千円

②　減損の認識に至った経緯

電話加入権の休止中35回線については、将来の使用見込みが客観的に存在しないため減損を認識している。

③　減損額のうち、損益計算書に計上した金額と、計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

用　途	種　類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
通信用	電話加入権	—円	350千円

④　回収可能サービス価額

電話加入権については、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、平成23年度財産評価基準書における公示価格（２千円）により算定している。

2．減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）に関する事項

⑴　電話加入権（使用中：85回線）

①　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用　途	種　類	場　所	帳簿価額
通信用	電話加入権	滋賀県大津市　外	1,020千円

②　減損の兆候の概要

電話加入権の使用中85回線については、市場価格が著しく下落している。

③　減損の認識をしなかった根拠

電話の加入権については、正味売却価額は帳簿価額から50%以上下落しているが、使用価値相当額（ＮＴＴ西日本の公定価格（施設設置負担金））が帳簿価額を上回るため、減損の認識は行わない。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については国立大学財務・経営センターからの借入れに限定している。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、公債のみを保有しており株式等は保有していない。また、未収附属病院収入は、債権管理細則に沿ってリスク管理を行っている。

国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施している。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴　投資有価証券及び有価証券			
満期保有目的の債券	604,797	612,304	7,507
⑵　現金及び預金	6,288,287	6,288,287	—
⑶　未収附属病院収入	3,968,030		
徴収不能引当金（＊２）	△ 92,842		
	3,875,188	3,875,188	—
⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金	(3,447,048)	(3,634,973)	(187,924)
⑸　長期借入金	(15,036,366)	(14,802,257)	(△234,108)
⑹　リース債務	(2,228,080)	(2,240,327)	(12,246)
⑺　未払金	(4,080,950)	(4,080,950)	—

（＊１）　負債に計上されているものについては、（　）で示している。

（＊２）　未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除している。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

⑴　投資有価証券及び有価証券

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格による。

⑵　現金及び預金、並びに⑶　未収附属病院収入

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金、⑸　長期借入金及び⑹　リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。

⑺　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額による。

（資産除去債務関係）

1．資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等によるものである。

2．資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を耐用年数と見積り、耐用年数に応じた利付国債の流通利回りにより割り引いて算定している。